

東京、昭60不74、昭60.11.5

決 定 書

申立人 X

被申立人 三菱商事株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人Xは、昭和39年4月時の被申立人三菱商事による採用拒否の取消と原職復帰等を求めて当委員会に本件申立てをおこなった。しかし、本件申立ては昭和60年8月21日になされたものであるから、労働組合法第27条第2項の期間を経過している。

よって、当委員会は労働委員会規則第34条第1項第3号を適用して主文のとおり決定する。

昭和60年11月5日

東京都地方労働委員会
会長 古 山 宏